

林業において特別教育が必要な業務の範囲(案)

資料 1-6

第36条	使用する機械	業務の内容
7号	機械集材装置	原木等を巻き上げ、かつ、空中において運搬
8号	限定なし(車両系伐木造材機械による伐木を除く)	胸高直径70cm以上の立木の伐採等
8号の2	チェーンソー	立木の伐採
案-1	車両系運材機械	原木等を積載、またはけん引して運搬
案-2	車両系伐木造材機械	立木の伐木、原木等の造材または持ち上げ運搬
案-3	車両系架線集材機械	原木等を架線またはウインチを用いて運搬(空中において運搬するものを除く)

